

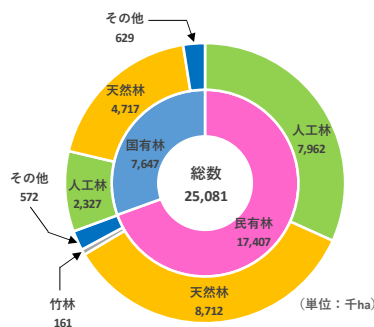
第1章 県産材利用の目的と現状

1 森林資源の現状

1-1 森林面積及び蓄積

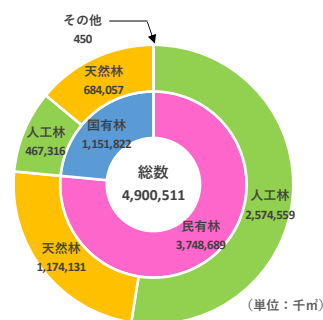
1) 国 全 体

我が国は、国土面積 3,780 万 ha の約 3 分の 2（約 66%）に当たる 2,508 万 ha が森林で覆われた世界有数の森林国であり、森林面積の約 4 割に相当する 1,029 万 ha が人工林で、約 6 割に相当する 1,479 万 ha が天然林等となっている（図Ⅰ）。また、森林蓄積は平成 24 年 3 月末時点で約 49 億 m³ となっており、このうち人工林が約 30 億 m³ と約 6 割を占めている（図Ⅱ）。森林全体の蓄積量はこの半世紀で約 2.6 倍になっており、特に人工林では約 5.4 倍となっている。



（林野庁「森林資源の現況」平成 24 年 3 月 31 日現在）

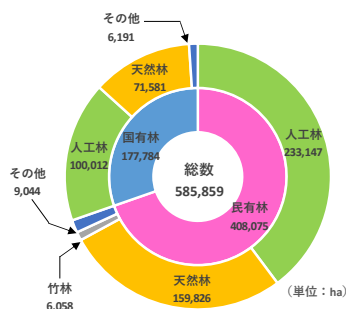
図Ⅰ 森林面積



図Ⅱ 森林蓄積

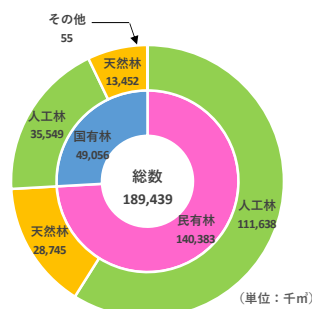
2) 宮 崎 県

本県は、平成 29 年 3 月末時点で県土面積 773.5 千 ha の 76% に当たる 586 千 ha が森林であり、森林面積の約 6 割に相当する 334 千 ha が人工林で、約 4 割に相当する 252 千 ha が天然林等となっている（図Ⅲ）。また、森林蓄積は平成 29 年 3 月末時点で 1 億 8,944 万 m³ となっており、このうち人工林が約 1 億 4718 万 m³ と約 8 割を占めている（図Ⅳ）。



（宮崎県環境森林部「宮崎県林業統計要覧」平成 29 年 3 月 31 日現在）

図Ⅲ 森林面積



図Ⅳ 森林蓄積



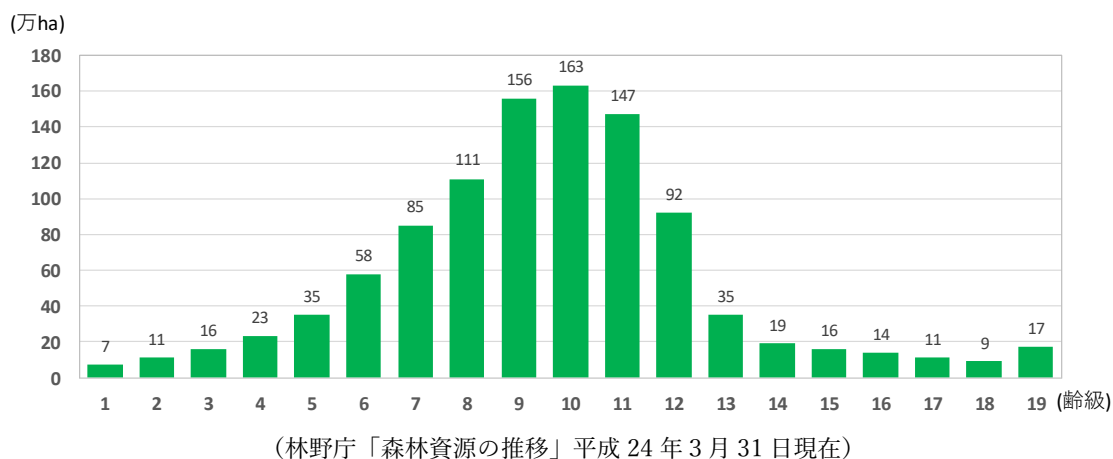
我が国の年間の木材需要量は約 7,800 万 m³ であるが、森林は毎年約 1 億 m³ 成長しており、計算上は木材需要全てを賄うことが可能である。このため、森林蓄積は増加する一方である。

1-2 人工林齢級別面積

※ 齢級は、材齢を5年の幅でくくった単位で苗木を植栽した年を1年生として、1～5年生を「1 齢級」と数える。

1) 国 全 体

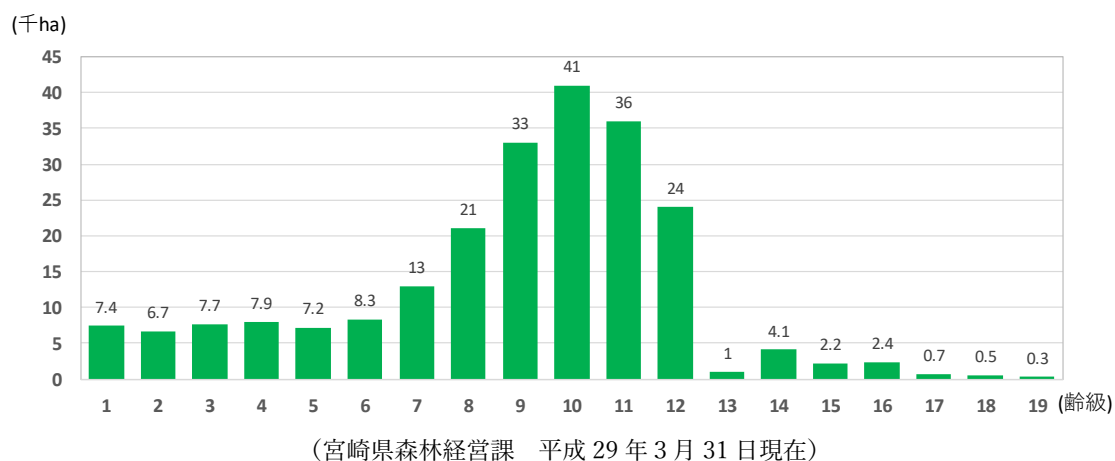
我が国の森林資源は、戦後造成された人工林を中心に充実してきており、人工林の半数以上が一般的な主伐期である10 齢級（46～50 年生）以上となるなど、本格的な利用期を迎えている（図V）。2020 年時点には、10 齢級以上の主伐期を迎える人工林は約7 割に達すると見込まれている。



図V 人工林の齢級別面積

2) 宮 崎 県

本県においても、人工林の半数以上が一般的な主伐期である10 齢級（46～50 年生）以上となるなど本格的な利用期を迎えている（図VI）。なお、宮崎県における一般的な主伐期である8 齢級（36～40 年生）以上のスギ人工林面積は130 千 ha で、同面積の78%を占めており、伐採可能林分が増加している状況にある。



図VI 人工林の齢級別面積



森林資源は、戦後造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えている

2 公共建築物等における木材の利用の促進の意義と法律等

2-1 木材の利用の促進の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、国民生活及び国民経済の安定に重要な役割を担っている。このため、森林の適正な整備及び保全を図ることは、これら森林の有する多面的機能が持続的に発揮される上で極めて重要である。

一方、戦後造林された人工林が利用可能な段階を迎えつつあるが、利用は低調であり、木材価格の低迷等から、林業生産活動は停滞し、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況となっている。

このような中、県産材、国産材の需要の拡大は、森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村等の地域の経済の活性化にも資することになる。

また、木材は断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できる資材である。

さらに、木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても成長過程における二酸化炭素の吸収量と焼却による排出量が相殺され、大気中の二酸化炭素の濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」な特性を有する資材である。

また、近年、新たな木質部材に関する技術開発の進展も見られ、建築物における木材の利用について、新たな可能性が拓がりつつある。

加えて、木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成への貢献も期待される。

2-2 法律(公共建築物(→P6注)参照)等における木材の利用の促進に関する法律)の施行

本県のみならず我が国の森林資源は、前述したように本格的な利用期を迎えている状況にある。

しかしながら、我が国では森林資源の枯渇への懸念や建築物の不燃化の徹底等から、公共建築物への木材の利用が抑制されていた時期があり、現在も木材の利用は低位にとどまっている状況にある。

このような中、公共建築物はシンボル性と高い展示効果があり、木材利用の重要性や木の良さに対する理解を深めることが期待できることから、平成 22 年 10 月に、木造率が低く潜在的な需要が期待できる公共建築物に重点を置いて木材利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下、「木材利用促進法」という。)が施行された。

同法では、国が「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を策定して、木材の利用を進める方向性を明確化するとともに、地方公共団体や民間事業者等に対して、国の方針に即した取組を促すこととしている。

この「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」では、過去の「非木造化」の考え方を「可能な限り木造化又は内装等の木質化を図る」という考え方に大きく転換して、国が整備する公共建築物のうち、法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物については、「原則としてすべて木造化を図る」等の目標が掲げられている。

2-3 県産材利用促進に関する基本方針の策定

平成 22 年に公共建築物の木造化を目的とした「木材利用促進法」が施行され、宮崎県においても「県産材利用促進に関する基本方針」が策定された。

1) 基本的な考え方



宮崎県 ▶ スギ生産量日本一！ 我が国を代表する木材供給県である。

→ 今後ますますスギを中心とする森林資源の充実が見込まれることから、県産材の需要を拡大していくことが重要な課題となる。

●地球温暖化が深刻化・・・低炭素社会の実現に向けた木材の活用に対する期待→**増**

木材の優れた特性

- ・調湿性に優れている
- ・断熱性が高い
- ・リラックス効果がある
- ・加工等に必要なエネルギーが低い
- ・環境に優しい省エネ素材である
- ・炭素を長期間貯蔵できる再生可能な素材である。



木材の利用を促進することは

- ・森林の適正な整備を通じた地球温暖化の防止
- ・循環型社会への形成に貢献

●地域経済への波及効果→**増**

県産材を利用することは

- ・豊富な森林資源を支えてきた山村地域の活性化につながる
- ・素材生産から製材・加工に至る地域林業や木材産業の活性化につながる
- ・土木・建設関連の他産業の振興に寄与する

このようなことから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を踏まえ、県産材の利用を促進し、木材の良さを普及啓発するとともに需要拡大を図ることとしている。

２） 県産材の活用方針

公共建築物(→P9 注)参照)等における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せてその促進を図るものとする。

具体的な活用方針は以下のとおりである。

公共建築物

- 関係法令の制約を受ける場合を除き、原則として木造とする。
- 木造が困難な場合は、木造と他工法との混構造とする。
- 木造以外とする場合でも、内装の木質化を積極的に推進する。



公共土木工事

- 間伐材等の県産材を積極的に活用する。
- 新たな用途開発等や施工維持管理体制の仕組みづくりを推進する。



その他の木材利用

- 木材を原料とした備品及び消耗品の利用促進。
- ボイラー等は木質バイオマス燃料とするものの利用の促進。



注) 木材利用促進法における「公共建築物」とは次のものをいう。

- ①国または地方公共団体が整備する公共の用または公用に供する建築物
- ②国または地方公共団体以外の者が整備する以下の建築物
 - ・ 学校
 - ・ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
 - ・ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
 - ・ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
 - ・ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの
 - ・ 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

3 公共建築物等における木材利用の目標

3-1 本県の目標

公共建築物に使用する木材は、原則として県産材とすることを目標とする。また、公共建築物における木造率等の目標については、以下のように定めている。

① 公共建築物の木造率

	当初 (平成 20 年度) ※	現状 (平成 29 年度)	目標値 (令和 2 年度)
木造率 (床面積ベース)	14.9 %	26.8 %	30 %

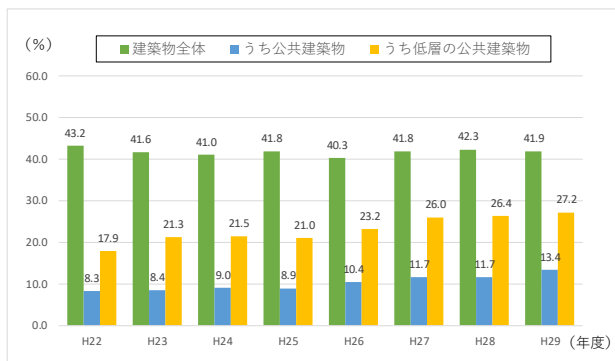
$$\text{※平成 20 年度木造率} = \frac{\text{下記のうち、木造の床面積の合計 } 24,719 \text{ m}^2}{\text{新築・増築・改築床面積の合計 } 165,852 \text{ m}^2}$$

(資料) 国土交通省 建築着工統計 (平成 20 年度) より林野庁木材利用課調べ。

※ 床面積の合計は、国・地方公共団体・民間事業者が整備する学校、老人ホーム、病院等の建築物について計上。

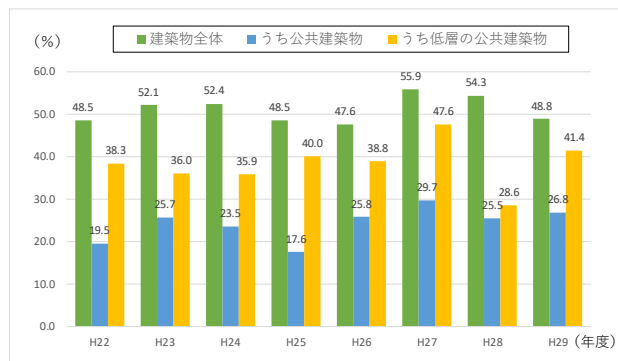
なお、国全体及び宮崎県における建築物全体と公共建築物の木造率の推移を以下に示す。

国全体においては、公共建築物の木造率は年々微増している。一方、宮崎県においては年度毎によって木造率のばらつきが見られるが、全国平均よりも高い木造率となっている。



(国土交通省「建築着工統計調査」)

図VII 木造率の推移 (国全体)



図VIII 木造率の推移 (宮崎県)

②公共建築物の単位面積当たりの県産材使用量

(改修等を除く)(単位: m^3/m^2)

木造施設		非木造施設(内装木質化)	
用途	目標値	用途	目標値
倉庫、作業所、更衣室等 比較的簡易な公共建築物	0.05	倉庫、作業所、更衣室等 比較的簡易な公共建築物	0.01
延床面積 1,000 m^2 以上の 大規模な公共建築物	0.10	庁舎(事務室)、 学校校舎(教室)等	0.02
上記以外の公共建築物	0.20	公営住宅や、県民への PR効果が高い公共建築物	0.04
		上記以外の公共建築物	0.02

3-2 市町村等における利用の促進

県は、市町村や民間企業が整備する公共性の高い建築物等の情報を収集し、県産材の利用の促進を図るよう要請するとともに、木造化・木質化に関する情報を提供するなど必要な支援を行うこととしている。

なお、各市町村においても「木材利用促進法」に基づき各市町村で定める「基本方針」において定められた目標の達成に向けた取組が重要である。



宮崎県の公共建築物等の木造率は、令和2年度に30%を目標としている!

この数値には、市町村が整備した公共建築物の床面積も計上されているので、

宮崎県全体で木造化・木質化に積極的に取り組みましょう!

4 公共建築物等における県産材利用推進による効果

- ・ 公共建築物については、木造率が低いなど木材の利用が低位にとどまっている現状にあることから、木材の利用拡大を図る余地が残されており、潜在的な木材の需要が期待できる。
- ・ 公共建築物は広く県民一般の利用に供されることを目的としており、木材の利用促進を通じ、これら公共建築物を利用する多くの県民に対して、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。とりわけ、公共建築物においては新たな木質部材を含む木材の利用に努め、その取組状況や効果等について積極的に情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。
- ・ 公共建築物に重点をおいて木材の利用促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用拡大という直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物における木材の利用促進、さらには建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。



公共建築物に木材を使用するということは

木材利用の重要性や木の良さに対する理解を深める機会になる